



2017.7.14

コチ コンサルティング

7月1日より、増値税発票（領収書）には、企業納税人識別号（税号）または統一社会信用コードの記載が必要となりました。食事手当、交通費手当、出張手当等を費用精算されている企業では運用の確認が必要と思われます。また、同じく7月1日から労働仲裁の効率化を図る《労働人事争議仲裁案件処理規則》が改定施行されます。本号では、7月1日から施行される政策の人事労務管理実務への影響ならびに、今回の政策で影響が懸念される福利性手当から、食事手当の支給実態をご報告します。



HR Café

注目 Q & A : ①総合労働時間制適用社員の傷病休暇 <http://cochicon.com/2121.html>  
②非正常出勤時の高温手当支給 <http://cochicon.com/2118.html>

### 【セミナーご案内】 \*詳細は別添ご参照

7月19日(水) 傷病休暇と医療期間、女性三期【対象】人事担当者（非会員様歓迎）【言語】中国語

\* 中国人人事スタッフ様の育成にご利用下さい。詳細は別添参照

7月21日(金) 人事制度を考える《報酬制度》【対象】経営層【言語】日本語 \*詳細は別添参照

### 内容 【人事・労務情報】

- 増値税発票（領収書）規定の厳格化（2017.07.01施行）
- 福利厚生～食事手当の動向～
- 《労働人事争議仲裁案件処理規則》（2017.07.01改定施行）

## 人事・労務情報

### ■ 増値税発票（領収書）規定の厳格化（2017.07.01施行）

国税総局の通知により、7月1日から増値税発票（領収書）の税務処理規定が厳格化されます。企業増値税発票（領収書）に企業納税に識別番号（税号）または、統一社会信用コードの記載がない場合、税務処理ができないこととなりました。

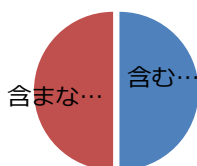
また、すでに5月の通知により、増値税発票（領収書）を発行する小売企業等に対しても、発票（領収書）の名目と実際の消費・サービスの一致の厳格化を要求しています。

**NAVI** 公共交通機関、タクシー代等の領収書等は引き続き経費として使用可能ですが、CoChiの調査では、食事手当、交通費、通信手当等の支給を、領収書を引当て、経費として処理されている（＝個人所得税課税収入処理しない）会社も少なくありません。今回の措置により、従業員提出の経費引当て発票（領収書）の管理の厳格化が必要になると思われます。また出張に関わる手当、出張経費精算にかかわる発票（領収書）処理の運用も再確認が必要と思われます。

### 【各種手当を給与に含めて支給していますか？】（CoChi福利調査@2014年）

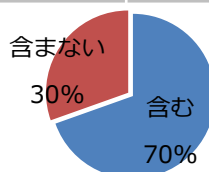
#### ■ 食事手当

含む	含まない
50%	50%



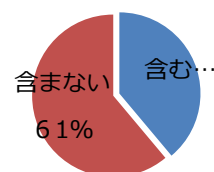
#### ■ 交通手当

含む	含まない
70%	30%



#### ■ 通信手当

含む	含まない
39%	61%



# CoChi

## Consulting

### ■福利厚生～食事手当の動向～

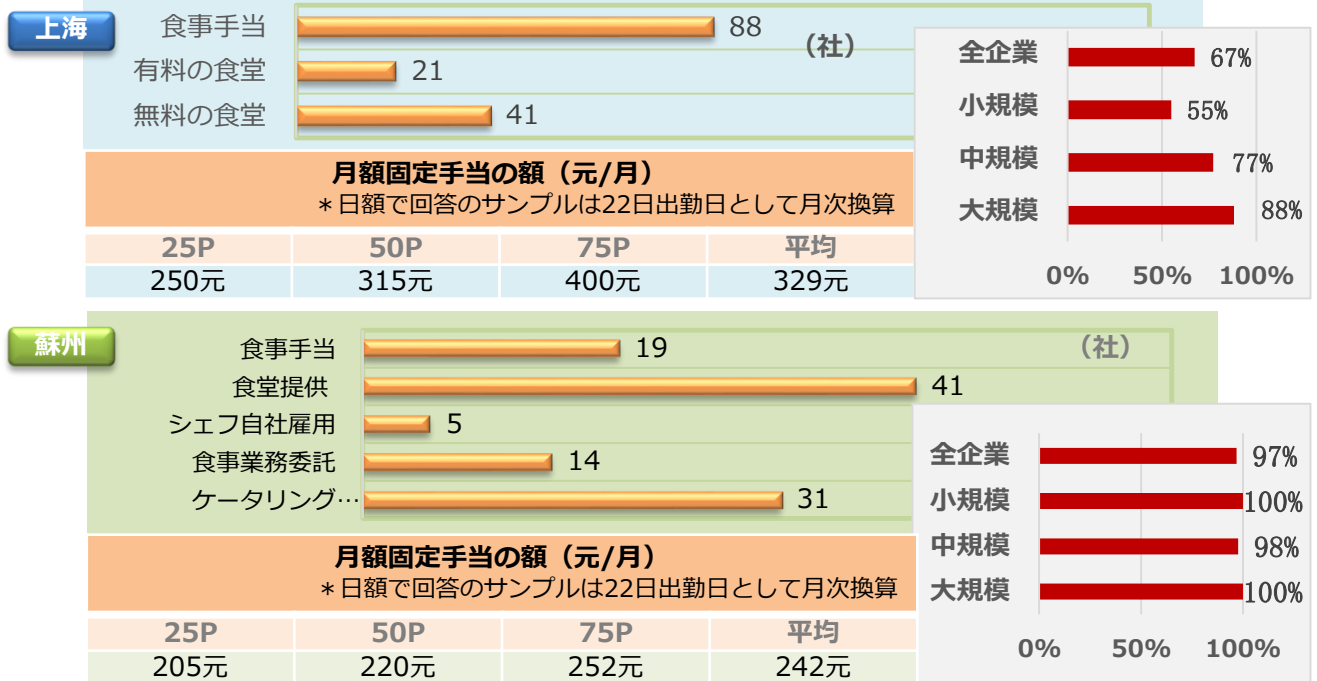
CoChi福利調査（上海：2016年11月実施/サンプル193社、蘇州：2017年3月実施/サンプル62社）の福利性手当の支給概要は右表です。

食事手当は都市部である上海地区の支給企業比率は蘇州地区と比較して低いという結果です。

調査項目	交通	通信	食事	住宅
上海				
付与社数	158	160	130	64
付与比率	82%	83%	67%	33%
蘇州				
付与社数	61	50	61	37
付与比率	98%	81%	98%	60%

企業規模分類	小規模	中規模	大規模
従業員数	1～50人	51人～500人	501人以上



### ■《労働人事争議仲裁案件処理規則》（2017.07.01改定施行）

労働人事仲裁案件の増加に伴い、労働仲裁の効率化、紛争処理の迅速化を目的とし、7月1日より《労働人事争議仲裁案件処理規則》が修正施行されています。

#### ポイント

##### ●「簡易処理」手続に関わる規定

事実関係、権利義務関係が明確で、紛争の難易度が高くないか、請求金額が当該地域の前年度従業員年平均賃金を超えておらず、かつ当事者が合意している労働争議案件は、簡易処理を適用することができる。

##### ●「集団労働人事争議処理」手続の設定

労働者側が10人以上かつ同一請求事項の労働争議案件、または集団契約の履行に関して発生した労働争議案件の場合「集団労働人事争議処理」手続を適用する。「集団労働人事争議処理」の場合、仲裁委員会は優先的に仲裁手続を開始し、優先的に審理を行う。

##### ●「一審終局」の適用範囲（「労働争議調停仲裁法」規定）の拡大

①労働報酬/労災医療費/経済補償金・賠償金（労働契約解除・終了時や競業禁止義務期間中に支給する経済補償金/書面による労働契約が未締結の場合の“二倍の賃金”/違法な試用期間の約定に関わる賠償金/労働契約違法解除・終了時の賠償金等）が単一項目で裁決金額が地域月次最低賃金の12倍を超えない場合。

②国家規定の労働基準（労働時間、休息休暇、社会保険等）の執行に関わる争議。

##### ●「調停優先」の強化

「仲裁委員会は争議案件処理にあたり、調停優先を堅持し、当事者を協議一致に導き、調停による争議解決を図るべきである」（“可以”から“应当”へ修正）